

裁判所法改正案について

2017/3/31

民進党政務調査会長代理

階 猛

結論) 本法案の立法目的は、法曹志願者の増加にある。

⇒しかし、本法案によって貸与制を給費制（修習給付金制）に戻してもその目的は達せられないことは明らか。

⇒司法試験の受験資格の見直しなど法曹志願者増加のための抜本的措置を早急にとる必要がある。

⇒上記措置に関する与野党間での協議の場を設け、具体的な方策について期限を区切って結論を出すべきである。

理由) ① 法曹志願者増加のための抜本的措置が急務

～法科大学院入学者はピーク時の3割（5784人→1857人）、司法試験の出願者は8分の1（約5万人→6716人）で、今も減少に歯止めがかからない。民主党政権時に総務省の政策評価でこの問題を取り上げてから約7年、政府は繰り返し会議体を設けて検討を繰り返してきた。しかも、前回の裁判所法が改正された平成24年7月には、その附則で政府に対し、司法試験の実施状況等を勘案した上で、「国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、・・・施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる」としていた。この問題の解決は、もはや政府に委ねておけない。

② 現役法学部生のアンケート結果と矛盾

～法曹を「志望しない」ないし「あきらめた」とする学生にその理由を尋ねると、法科大学院修了を受験資格とすることによる経済的、時間的、試験回数的負担とそれに見合う成果（＝司法試験合格）が乏しいことを挙げる者が圧倒的に多く、貸与制を挙げたものはわずかである。しかも、この事実を金田大臣は法務省から説明を受けないまま、本法案を国会に提出し、審議に臨んでいる。正しい事実を前提にした政策決定がなされていないことも大いに問題である。

③ 現在の司法試験は「違法」状態

～司法試験を受験するには法科大学院修了か予備試験合格が必要である。司法試験法5条は両者が同レベルとなることを想定している。しかし、実際の司法試験合格率は予備試験合格者が6割程度に対し、法科大学院修了者は2割程度。これは明らかに違法である。適法な運用がなされれば法科大学院修了者は激減し、さらに司法試験受験者は減少する。「違法」状態を放置し、司法試験受験者数を水増しすることで問題を矮小化することは許されない。

④ 法曹志願者増加のための抜本的方策の必要性は与野党の共通理解

～「本法施行後も法曹志願者が増加しなければ司法試験受験資格を見直す」旨の法案修正をわが党が求めたのに対し、与党との協議が整わず不成立となった。ただし、法曹志願者の増加のために他の方策が必要であることは、今回の法案審議を踏まえると与野党の共通認識であると理解できる。そうであるならば、早急に与野党で協議の場を設け、期限を区切って具体的方策について結論を出すべきである。

以上